

令和3年7月27日 第1回精神保健福祉士国家試験の在り方に関する検討会 ヒアリング資料 精神保健福祉士国家試験の在り方に関する意見

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子

はじめに

本協会は、ソーシャルワークを基盤とし、メンタルヘルス課題を含む、あらゆる生活福祉課題に対して地域包括的に対応できる精神保健福祉士を育成することを目標としている。

その前提となる資質として、精神保健福祉士の倫理綱領に準じた倫理・価値、及び知識・技術を意識し、業務指針に基づいた各職場における業務を適切に行うことができるようになることを目指し、生涯研修制度に基づき下記の6本柱を据えた人材育成を行っている。また、養成課程に関しては、養成教育と卒後研鑽の接続を意識し、現場での実習指導に携わっているほか、実習指導者の養成等も行っている。

【目指す精神保健福祉士像】

- ①自身に対する評価を適切に受け止め、実践に生かすことができるようになる（自己評価・他者評価の機会を取り入れる）。
- ②あらゆる研鑽機会を活用し、自ら学び続ける力を保持することができるようになる。
- ③連携・調整・協働・チームアプローチをすることができるようになる。
- ④地域アセスメントを正確に行い、分野横断的な支援が展開できるようになる。
- ⑤制度政策を深く理解・分析し、近未来に起こりうることを見通す力が身につくようになる。
- ⑥社会を変える発信力・行動力を有することができるようになる。

以下、精神保健福祉士の養成カリキュラムの改正施行に伴い、今後の国家試験の在り方に関して意見を述べる。

1. 国家試験として安定的な有資格者の輩出につなげるため、以下の点からの方策を講じていただきたい。

- ・国家試験の仕組みに関しては、総じて受験者が増えるよう、試験日程・時間や受験料等における負担の軽減等について考慮していただきたい。
- ・出題方針としては、共通科目、専門科目のいずれについても卒業時点での修得内容を問う基本的な出題としていただきたい。0点科目に対する考え方は必要であるが、特に配点の少ない科目では基本的かつ普遍的な問題を中心にしていただきたい（結果として、解答できる者が増え合格率につながることを期待される）。
- ・社会福祉士の国家試験との関係については、カリキュラムの見直しの方針同様に、精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程を卒業した者が双方の資格取得を目指しやすくなるようにご検討いただきたい。

2. 精神保健福祉士の養成のあり方等に関する検討会で確認されたポイントを踏まえていただきたい。特に以下の点は、卒業時点で一定の習得が求められると考える。

- ・精神保健福祉士の役割と責務について、日本の精神医療や精神障害者への福祉の歴史的経緯や現状を踏まえて理解し、精神保健福祉士のアイデンティティを獲得すること（倫理綱領の理解を含む）。
- ・ソーシャルワーカーとしての倫理や基本的な態度を習得すること。特に精神疾患や障害のある人に対する自己の偏見等に関する内省をふまえ、思いやりをもって全人的に理解すること、権利擁護の視点を有すること（誠実義務や秘密保持義務の理解を含む）。
- ・ミクロ・メゾ・マクロの連続性をふまえて理論と実践を結び付けて理解すること（業務指針の理解、連携の義務の理解を含む）。
- ・法制度の成立年や詳細な知識よりも、各法制度が必要とされる背景の理解や法制度の課題を考察する力の獲得が必要であることを理解すること。
- ・国家試験の合格は専門職としてのスタートラインであり、以降も研鑽し続けることの意義を理解すること（研鑽義務の理解）。

3. 精神保健福祉現場におけるソーシャルワーク実践を想定した出題とし、かつ作問に際しては卒後研鑽に委ねる側面も念頭に置いていただきたい。

- ・新カリキュラムにおいて「演習」が強化されたことをふまえ、ソーシャルワークを展開するうえで必要な知識と技術を統合する力が確認できるような出題方法を講じていただきたい（例えば、業務指針を参照し、実際にどのような思考と行為をするのか考察しながら解答できるような出題方法など）。
- ・科目別の出題に限らず科目群の考え方を導入することや、精神保健福祉士として基本的かつ普遍的な価値と実践を結び付けるような問題の配点を高くするなど、出題方法を検討していただきたい（詳細な知識や専門的な技術は、資格取得後の各職場職域における職員教育や職能団体における研修制度を活用してレベルアップすることを前提とする）。

4. 共通科目については、精神保健福祉士と社会福祉士のどちらも受験することを意識して出題していただきたい。

- ・今般のカリキュラム改正に係る検討においては共通科目を増やすことを目的として、従来精神保健福祉士の専門科目として学んでいた内容が共通科目に移行されたことをふまえ、精神保健福祉士にとって必要な事柄が共通科目においても出題されるように考慮していただきたい。
- ・各福祉士資格にとっての専門的な設問になりすぎず、両養成課程において学習した内容で対応できるような出題としていただきたい。

以上

精神保健福祉士国家試験制度の在り方に係る意見

* 本PPT資料は、別途配布の意見書の発表用

令和3年7月27日



社会福祉士・精神保健福祉士養成校の全国ネットワーク

日本ソーシャルワーク教育学校連盟

JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会員校の概要

○ 全国の社会福祉士と精神保健福祉士を養成する大学・専門学校等) 264校で組織されています。

会員校数

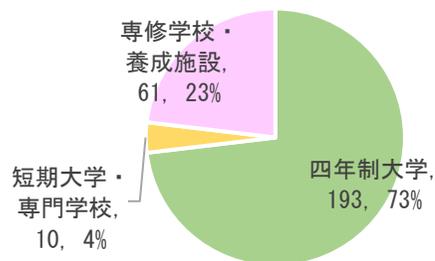
264校

北海道ブロック :	11
東北ブロック :	18
関東甲信越ブロック :	92
東海・北陸ブロック :	30
近畿ブロック :	49
中国・四国ブロック :	32
九州沖縄ブロック :	32

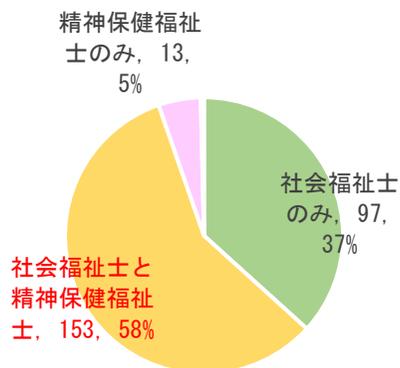
組織率 94.4%

※組織率の算出方法：
2021年3月15日厚生労働省発表
第33回社会福祉士、第23回精神保健福祉士「国家試験学校別合格率」において、「新卒受験者を1名以上輩出した本連盟会員校の課程の数」/「新卒受験者を1名以上輩出した課程の総数」

会員校の構成



学校種別	学校数	割合
四年制大学	193	73.1%
短期大学・専門学校	10	3.8%
養成施設（一般、短期）	61	23.1%
合計	264	100%



設置する養成課程	学校数	割合
社会福祉士養成のみ	97	36.7%
社会福祉士養成と精神保健福祉士養成	153	58.0%
精神保健福祉士養成のみ	13	4.9%
養成していない	1	0.4%
合計	264	100%

社会福祉士養成
250校, 95%

精神保健福祉士
養成 166校, 63%

会員校 (264校)
の総課程数

264校 / 520課程

課程定員 : 39,900人 (社会福祉士養成課程 : 28,367人 精神保健福祉士養成課程 : 11,533人)

課程種別

社会福祉士養成課程
320課程 61.5%

精神保健福祉士養成課程
200課程 38.5%

学校種別

四年制大学 372課程 71.5%

短期大学・専門学校
33課程
6.3%

一般養成施設
短期養成施設
115課程 22.1%

通信・通学の種別

通学
417課程 80.2%

通信
103課程
19.8%

精神保健福祉士国家試験制度の在り方に係る意見

1. 精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。
2. 合格基準は、「問題の総得点の60%程度」として、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。
3. 他の医療系国家資格と同水準の合格率となるように、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。
4. 精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。

精神保健福祉士国家試験制度の在り方に係る意見

5. 精神保健福祉士と社会福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。

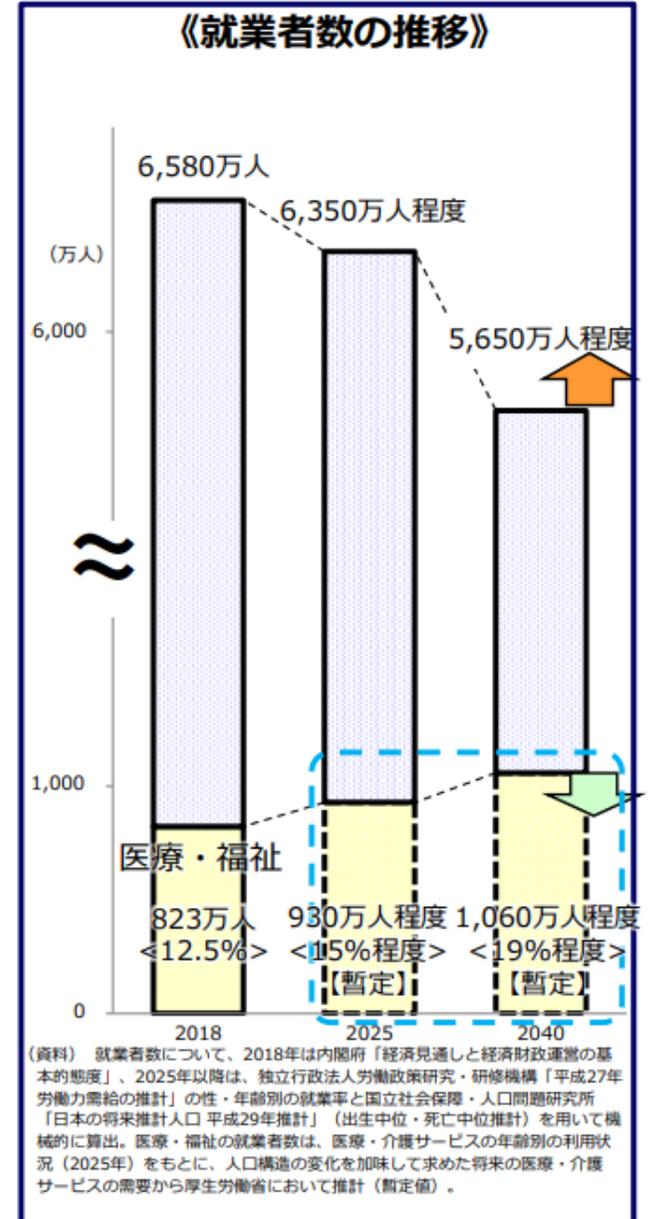
6. 精神保健福祉士の養成カリキュラムの「教育に含むべき事項」で示されている内容の一部は、細分化されすぎているため、新カリキュラムが適用される国家試験においても、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題となるよう配慮すべきである。

7. 過去2回の養成カリキュラムの見直しによって、教育の質は向上している。新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものと考えられる。

精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

○厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて」によれば、医療福祉職は平成30年で823万人であり、総人口の12.5%を占めているが、今後の推計では令和22年には1,060万人程度が必要とされ、それは総人口の18.9%程度に相当する。

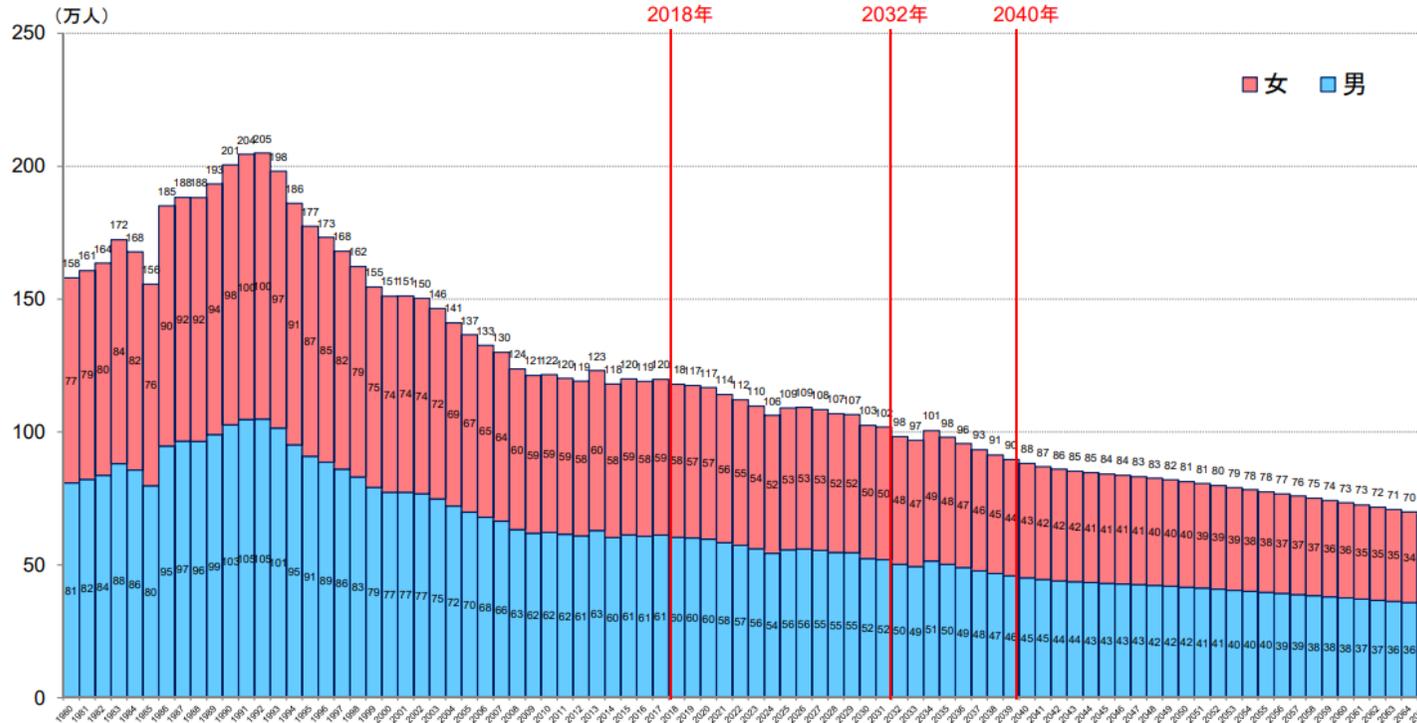
一方、労働力人口は平成30年に6,580万人であったが、令和22年には5,650万人程度となり930万人の減少が予測されている。



精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

18歳人口(男女別)の将来推計(出生中位・死亡中位)

我が国の18歳人口の推移を見ると、1992年以降右肩下がり続け、2009年から2018年までほぼ横ばいで推移している。2018年以降再び減少局面に突入しており、今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少するという推計もある。



文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」より

(出典) 2031(令和13)年以前は文部科学省「学校基本統計」※2019(令和元)年～2031(令和13)年は令和元年度学校基本統計速報値
2032(令和14)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成

○18歳以下人口が減少期に入る「2018年問題」はすでに現実のものとなっており、文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」によれば、18歳以下人口は平成30年の118万人から令和14年には98万人にまで減少すると見込まれている。

精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

○今後も安定した福祉サービスを提供する体制を確保するためには、あらゆる政策資源を動員して**福祉人材の確保を図る必要**がある。福祉人材が全国各地で十分に確保されなければ、**多様化・複雑化・複合化を伴って増加する福祉ニーズに**応えられないという極めて深刻な状況が生じることになる。

○昨今、**国民のメンタルヘルス課題が増大かつ深刻化の傾向**にあり、**精神保健福祉士への期待は高まっている**。

○**業務・役割の拡大**（精神保健福祉法における退院後生活環境相談員や精神保健福祉相談員の役割、医療観察法における社会復帰調整官や精神保健参与員の役割など）や**職域拡大**（ストレスチェック実施者、刑事施設における福祉的支援を必要とする者の対応、福祉専門官、スクールソーシャルワーカー、企業内精神保健相談など）がなされている。

精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

○本連盟が実施した調査（社会福祉推進事業）でも、意見書の通り、期待が寄せられる結果があり、各種配置や役割の拡大も生じている。

○日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会が平成30年に公表した「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について－社会福祉学の視点から－」では、短期的課題の一つである「包括的な相談支援体制の構築」のために、全国の自治体にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置すること（中期的には日常生活圏域に1人、全国で1万人を目標とする）を提言

○令和2年「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においても、以下が附帯決議されている。

「1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」

合格基準は、「問題の総得点の60%程度」として、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。

○国家試験問題は精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問うものでなければならない。このことは、平成23年の「精神保健福祉士国家試験のあり方に関する検討会報告書」（以下、「あり方検討会報告書」）における指摘事項でもあることから、本連盟としてもあらためて強く要望する。

○現行の精神保健福祉士国家試験では、合格率は概ね60%程度で安定している。このことは、受験生の国家試験に対する信頼感に繋がっている。令和3年度施行の新カリキュラムに基づく精神保健福祉士国家試験（令和6年度）においても、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題をすべきである。

他の医療系国家資格と同水準の合格率となるように、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。

○現在の合格率は、医療系国家資格の合格率（70～90%程度*）と比べても低水準である。合格率が段階的に上昇してきた介護福祉士国家試験の例もあることから、精神保健福祉士国家試験についても令和6年度の新カリキュラムによる国家試験開始と同時に**医療系国家資格と同水準の合格率となるような出題が必要**である。

* 直近（2020年度）の医療系国家資格の合格率

医師	91.4%	看護師	90.4%	保健師	94.3%
		理学療法士	79.0%	作業療法士	81.3%

精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。

○出題にあたっては、厚生労働省通知を踏まえて作成された各出版社のテキストを出典とすることを基本とすべきである。ただし、試験科目の性質等により、直近の政策動向や法制度の改正など時事的内容に関する出題を排除するものではないが、その場合は受験生が入手・閲覧可能な媒体を出典とすべきである。

○精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問うにあたり、適切と考えられる問題は繰り返し出題することを積極的に行うべきである。精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問う問題を蓄積することで「あり方検討会報告書」で指摘されている試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用が可能となる。

○その前提としては、社会福祉振興・試験センター（以下、試験センター）において厚生労働省通知の「教育に含むべき事項」の精査を行った上で適切な出題基準を作成し、あわせて過去の試験問題の適切さ（識別値等）について詳細な分析を行うことが不可欠である。

精神保健福祉士と社会福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。

○厚生労働省が示す新たなカリキュラムにおいて、精神保健福祉士及び社会福祉士の「教育に含むべき事項」の内容に同一の部分が存在する。（例：それぞれの専門科目「ソーシャルワークの理論と方法」など）

○ また「教育に含むべき事項」のソーシャルワークの過程については、「インテーク」という用語が使われているが、今日的には通常「エンゲージメント」という用語が使われるようになっている。

○ 両国家試験を同時受験する学生も少なくないことから、重複する内容や精査すべき部分については、十分な検討を行い、適切な出題基準の作成及び問題作成を行う必要がある。

。

精神保健福祉士の養成カリキュラムの「教育に含むべき事項」で示されている内容の一部は、
細分化されすぎているため、新カリキュラムが適用される国家試験においても、
精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題となるよう配慮すべきである。

○現在、試験センターが公開している精神保健福祉士国家試験出題基準「出題基準の基本的性格」においては、「関係学会等で学説として定まっていなかったり、議論が分かれているものについては、その旨を配慮した出題を行う」ことが示されている。

○ 厚生労働省が示す精神保健福祉士の新たなカリキュラムにおいては、「教育に含むべき事項」について、一部、細分化され過ぎている内容が見受けられ、「出題基準の基本的性格」に合致しない項目や、受験者が学説や根拠に当たり難い内容が含まれていると考えられるため、出題基準は慎重な検討が必要である。（例：「精神保健福祉の原理」における「魔女裁判」や「古典的偏見と制御可能型偏見」など）

過去2回の養成カリキュラムの見直しによって、教育の質は向上している。新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものと考えられる。

○精神保健福祉士養成課程はこれまで2回の見直しが行われた。専門科目の内容を再構築するとともに、**演習・実習科目の時間延長**（実習は180時間から210時間となり、**精神科医療機関と地域の事業所等の両方での実習を必須化**）や**教員1人当たりの学生数**や**教員要件の厳格化**、**実習指導者要件の明確化**などが行われた。

○ 令和元年の教育内容等の見直しでは、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーク機能を発揮できる実践力を備えた精神保健福祉士を養成する観点から、**社会福祉士との共通科目の拡充**（11科目から13科目へ）や**教育内容の充実・再構築の実施**、**演習科目の時間延長**（**専門科目の演習が60時間から90時間へ**）、**実習施設の範囲の拡充**などが行われた。このような教育内容等の見直しの結果、**ソーシャルワーク専門職としての実践力が涵養される教育が以前にも増して展開されてきており、学生の力量も高まってきている。**

○ 養成カリキュラムの充実及び体制の強化により、今まで以上に高い実践力を身につけた学生が養成されることが見込まれることから、**新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないもの**と考える。

参考資料

- ・ 厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて【参考資料】」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000513707.pdf>
- ・ 文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」
https://www.mext.go.jp/content/20201029-mext-koutou-000010662_03.pdf
- ・ 厚生労働省「成年後見制度の現状」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000511780.pdf>
- ・ 厚生労働省「ストレスチェック制度関係法令等」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181838.html>
- ・ 法務省「令和2年度犯罪白書」
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_4_3_5.html
- ・ 日本学術会議「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t268.pdf>

参考資料

- ・ 参議院「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
附帯決議（令和二年六月四日）」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/pdf/k0802010432010.pdf>

- ・ 厚生労働省「国家試験の合格発表」

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/goukaku.html

- ・ 本連盟実施 厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」実施報告書

- ・ 本連盟実施 厚生労働省 令和2年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」実施報告書

<http://jaswe.jp/research.html>

精神保健福祉士国家試験のあり方に関する検討会「精神保健福祉士国家試験の今後のあり方について」
(平成23年11月11日) より ※一部抜粋

- 精神保健福祉士国家試験の出題の難易度は、精神保健福祉士としての資格をどのように設定するか、ということに繋がる。精神保健福祉士国家試験の出題の難易度は標準的であるべきであり、精神保健福祉士に必要とされる基本的な専門的知識や技術が網羅的に備わっていることを確認するものであることが必要である (2ページ)。
- また、共通科目がある社会福祉士国家試験とは、両資格の独自性を踏まえつつ、ソーシャルワーカーの国家資格としての整合性に配慮することが必要である (2ページ)。
- 全ての試験問題について正答率を均一にすることは困難であり、試験問題を作成するプロセスでは、難易度が高い問題や識別値の低そうな問題は、国家試験委員会において予め選別し是正することとしている。そのため、国家試験委員会が選別する機能をより強化していくことが必要であり、国家試験実施後の検証を十分に行うなど、試験問題の質のさらなる向上を図ることが必要である (3ページ)。
- 精神保健福祉士国家試験においても、今後は試験問題のプール制について検討していく必要がある (3ページ)。

厚生労働省ウェブサイト参照

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001us0a.html>

* 下線は本連盟で引いている

精神保健福祉士国家試験制度の在り方に係る意見

令和3年7月27日
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

1. 精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。
2. 合格基準は、「問題の総得点の60%程度」として、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。
3. 他の医療系国家資格と同水準の合格率となるように、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。
4. 精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。
5. 精神保健福祉士と社会福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。
6. 精神保健福祉士の養成カリキュラムの「教育に含むべき事項」で示されている内容の一部は、細分化されすぎているため、新カリキュラムが適用される国家試験においても、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題となるよう配慮すべきである。
7. 過去2回の養成カリキュラムの見直しによって、教育の質は向上している。新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものと考えられる。

1. 精神保健福祉士への社会的な期待の高まりと今後の福祉人材の確保の観点から、より多くの精神保健福祉士を社会に輩出できる国家試験制度とすべきである。

- 昨今、国民のメンタルヘルス課題が増大かつ深刻化しており、その対応（予防と解決）を担う精神保健福祉士の役割と職域が拡大傾向にある。しかしながら、精神保健福祉士の配置状況をみると、必要とされる機関等に十分には配置されていない現状がある。そのため、合格率を短期間のうちに医療系国家資格と同程度に引き上げることで、実践力を備えた精神保健福祉士をより多く輩出し、多様な機関・分野に配置できるようにすることが必要である。
- 今日における福祉ニーズの多様化・複雑化・複合化へ適切に対応するにあたっては、ソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士・社会福祉士への社会的期待が高まっている。しかしながら、人口減少社会に入っている日本においては今後の人材確保について困難が生じることが懸念される状況にある。厚生労働省「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて」によれば、医療福祉職は平成 30 年で 823 万人であり、総人口の 12.5%を占めているが、今後の推計では令和 22 年には 1,060 万人程度が必要とされ、それは総人口の 18.9%程度に相当する。一方、労働力人口は平成 30 年に 6,580 万人であったが、令和 22 年には 5,650 万人程度となり 930 万人の減少が予測されている。
- さらに、18 歳以下人口が減少期に入る「2018 年問題」はすでに現実のものとなっており、文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」によれば、18 歳以下人口は平成 30 年の 118 万人から令和 14 年には 98 万人にまで減少すると見込まれている。このような状況において、今後も安定した福祉サービスを提供する体制を確保するためには、あらゆる政策資源を動員して福祉人材の確保を図る必要がある。福祉人材が全国各地で十分に確保されなければ、多様化・複雑化・複合化を伴って増加する福祉ニーズに応えられないという極めて深刻な状況が生じることになる。
- 昨今、国民のメンタルヘルス課題が増大かつ深刻化の傾向にある。厚生労働省の患者調査によれば、気分障害や統合失調症、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害、認知症などで精神科医療機関の患者数は、平成 26 年には 392 万人だったが、3 年後（平成 29 年）には 419 万人を超えた。加えて、統計に反映されてない「不調であっても医療機関に受診していない者」が少なくないと予想される。こうした精神疾患に起因するメンタルヘルス課題は、学ぶ場・働く場・子育て・介護など、人々のさまざまな生活場面で発生している。また、災害やパンデミックにおいても同様であり、精神疾患の早期発見・早期治療に併せて、スティグマ、社会的孤立、生活困窮、自殺などの深刻なメンタルヘルスに係る課題への早期介入と予防が急がれる。

- こうした役割を担う精神保健福祉士への期待は高まっており、それに伴い、業務・役割の拡大（例えば、精神保健福祉法における退院後生活環境相談員や精神保健福祉相談員の役割、医療観察法における社会復帰調整官や精神保健参与員の役割など）や職域拡大（例えば、ストレスチェック実施者や、刑事施設における福祉的支援を必要とする者への対応（福祉専門官）、スクールソーシャルワーカー、企業内精神保健相談など）している。その一方で精神保健福祉士が不足している現状があり、より多くの精神保健福祉士を養成し社会に輩出していく必要性が一層高まっている。

- 本連盟が実施した令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」の自治体調査の結果（報告書・247-248頁）によれば、福祉関連部局において精神保健福祉士・社会福祉士を配属する必要性について、精神保健福祉士を必要とする自治体が75.7%（「大いにある」と「少しはある」を合わせた数値）と、4分の3の自治体で精神保健福祉士の配属の必要性を示している。また、福祉関連部局以外の部局における配属の必要性をみると、精神保健福祉士が「大いにある」と「少しはある」を合わせると約3割の自治体で配属の必要性を認めている。必要と思われる部局については、「教育（教育委員会含）」が22.0%で最も多く、次いで「防災」が8.0%、「企画・政策」が5.7%、「まちづくり」が5.3%となっている。

- また本連盟が実施した令和2年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」において、全自治体を対象に『「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に関する意向等及び社会福祉士・精神保健福祉士への期待に関する調査』（報告書・330頁）を実施した。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生）を推進する上において、市区町村が精神保健福祉士・社会福祉士に期待する項目のうち、「かなり期待する」割合が上位（約30%以上）の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」が41.6%、「誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現」が39.1%、「地域コミュニティの維持・強化」が27.8%の順であった。

- ほか、以下の関連する施策においても、精神保健福祉士の配置等が行われ、その期待が高まっている。
 - ・ 成年後見制度の利用者数は、平成25年176,564人～平成30年218,142人と増加しており、社会福祉士及び精神保健福祉士の成年後見人としての活躍が期待される。
 - ・ 法務省「令和2年版 犯罪白書」によれば、刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、福祉専門官（精神保健福祉士・

社会福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和2年度の社会福祉士等の配置施設数は、刑事施設69庁（支所を含む。）であり、福祉専門官の配置施設数は、刑事施設58庁（支所を含む。）である。

- ・平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）においては、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく、面接指導の実施を事業者に義務付けること等を内容としたストレスチェック制度が新たに創設。研修を受けた精神保健福祉士は、ストレスチェック制度の実施者となることができる。
- このような状況へ対応することを念頭に、ソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士・社会福祉士の配置の必要性が各方面で指摘されている。日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会が平成30年に公表した「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について－社会福祉学の視点から－」では、短期的課題の一つである「包括的な相談支援体制の構築」のために、全国の自治体にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置すること（中期的には日常生活圏域に1人、全国で1万人を目標とする）を提言している。
- また、令和2年6月12日に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）の審議過程において、参議院厚生労働委員会（令和2年6月4日）で「1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が附帯決議された。地域共生社会の実現に向けて全国の各市町村において重層的支援体制整備事業を適切に実施していくためには、それを可能とするソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士・社会福祉士が確保されることが不可欠である。

2. 合格基準は、「問題の総得点の 60%程度」として、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。

- 国家試験問題は精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問うものでなければならない。このことは、平成 23 年の「精神保健福祉士国家試験のあり方に関する検討会報告書」（以下、「あり方検討会報告書」）における指摘事項でもあることから、本連盟としてもあらためて強く要望する。
- 現行の精神保健福祉士国家試験では、合格率は概ね 60%程度で安定している（第 14 回以降の過去 10 年で、最低は第 15 回の 56.9%、最高は第 23 回の 64.2% で平均は 61.5%）。このことは、受験生の国家試験に対する信頼感に繋がっている。令和 3 年度施行の新カリキュラムに基づく精神保健福祉士国家試験（令和 6 年度）においても、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題をすべきである。

3. 他の医療系国家資格と同水準の合格率となるように、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題とすべきである。

- 現在の合格率は、医療系国家資格の合格率（70～90%程度*）と比べても低水準である。合格率が段階的に上昇してきた介護福祉士国家試験の例もあることから、精神保健福祉士国家試験についても令和 6 年度の新カリキュラムによる国家試験開始と同時に医療系国家資格と同水準の合格率となるような出題が必要である。

* 直近（2020 年度）の医療系国家資格の合格率

医師	91.4%	看護師	90.4%	保健師	94.3%
		理学療法士	79.0%	作業療法士	81.3%

4. 精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題は、繰り返し出題することを積極的に行うべきである。そのため、基本的な専門的知識・技術を問う出題に関する分析と検討を行い、試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用を行うべきである。

- 出題にあたっては、厚生労働省通知を踏まえて作成された各出版社のテキストを出典とすることを基本とすべきである。ただし、試験科目の性質等により、直近の政策動向や法制度の改正など時事的内容に関する出題を排除するものではないが、その場合は受験生が入手・閲覧可能な媒体を出典とすべきである。
- 精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問うにあたり、適切と考えられる問題は繰り返し出題することを積極的に行うべきである。

精神保健福祉士として習得しておくべき基本的な専門的知識・技術を問う問題を蓄積することで「あり方検討会報告書」で指摘されている試験問題の「プール制」の効果的な導入・運用が可能となる。

- その前提としては、社会福祉振興・試験センター（以下、試験センター）において厚生労働省通知の「教育に含むべき事項」の精査を行った上で適切な出題基準を作成し、あわせて過去の試験問題の適切さ（識別値等）について詳細な分析を行うことが不可欠である。

5. 精神保健福祉士と社会福祉士の養成カリキュラムで示されている「教育に含むべき事項」が重複している部分及び精査すべき部分があることから、当該部分の出題については、十分な調整を行い、整合を取るべきである。

- 厚生労働省が示す新たなカリキュラムにおいて、精神保健福祉士及び社会福祉士の「教育に含むべき事項」の内容に同一の部分が存在する。（例：それぞれの専門科目「ソーシャルワークの理論と方法」など）
- また「教育に含むべき事項」のソーシャルワークの過程については、「インテーク」という用語が使われているが、今日的には通常「エンゲージメント」という用語が使われるようになっている。
- 両国家試験を同時受験する学生も少なくないことから、重複する内容や精査すべき部分については、十分な検討を行い、適切な出題基準の作成及び問題作成を行う必要がある。

6. 精神保健福祉士の養成カリキュラムの「教育に含むべき事項」で示されている内容の一部は、細分化されすぎているため、新カリキュラムが適用される国家試験においても、精神保健福祉士に必要な基本的な専門的知識・技術を問う出題となるよう配慮すべきである。

- 現在、試験センターが公開している精神保健福祉士国家試験出題基準「出題基準の基本的性格」においては、「関係学会等で学説として定まっていなかったり、議論が分かれているものについては、その旨を配慮した出題を行う」ことが示されている。
- 厚生労働省が示す精神保健福祉士の新たなカリキュラムにおいては、「教育に含むべき事項」について、一部、細分化されすぎている内容が見受けられ、「出題基準の基本的性格」に合致しない項目や、受験者が学説や根拠に当たり難い内容

が含まれていると考えられるため、出題基準は慎重な検討が必要である。(例：「精神保健福祉の原理」における「魔女裁判」や「古典的偏見と制御可能型偏見」など)

7. 過去2回の養成カリキュラムの見直しによって、教育の質は向上している。新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものと考えられる。

- 精神保健福祉士養成課程はこれまで2回の見直しが行われた。平成22年の精神保健福祉士法の改正に伴う教育内容等の見直しでは、入院医療中心から地域生活中心への施策転換や障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境が変化したことをうけ、精神保健福祉士に求められる役割として4点をあげた上で、そのために必要な知識・技術を7つに整理した。
- その上で、専門科目の内容を再構築するとともに、演習・実習科目の時間延長（実習は180時間から210時間となり、精神科医療機関と地域の事業所等の両方での実習を必須化）や教員1人当たりの学生数や教員要件の厳格化、実習指導者要件の明確化などが行われた。
- 令和元年の教育内容等の見直しでは、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーク機能を発揮できる実践力を備えた精神保健福祉士を養成する観点から、社会福祉士との共通科目の拡充（11科目から13科目へ）や教育内容の充実・再構築の実施、演習科目の時間延長（専門科目の演習が60時間から90時間へ）、実習施設の範囲の拡充などが行われた。このような教育内容等の見直しの結果、ソーシャルワーク専門職としての実践力が涵養される教育が以前にも増して展開されてきており、学生の力量も高まってきている。
- 養成カリキュラムの充実及び体制の強化により、今まで以上に高い実践力を身につけた学生が養成されることが見込まれることから、新カリキュラムに基づく国家試験の合格率が現状よりも高くなったとしても、合格者の質が低下する恐れはないものとする。

【その他】

- 本意見書の内容は平成23年の「あり方検討会報告書」にある内容で、今回の国家試験制度の見直しにおいても留意すべきと思われる事項を踏まえたものである。詳細は別紙を参照されたい。

以上

〈参考資料〉

- ・厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて

【参考資料】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000513707.pdf>

- ・文部科学省「地域社会の現状・課題と将来予測の共有について」

https://www.mext.go.jp/content/20201029-mext-koutou-000010662_03.pdf

- ・厚生労働省「成年後見制度の現状」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000511780.pdf>

- ・厚生労働省「ストレスチェック制度関係法令等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181838.html>

- ・法務省「令和2年度犯罪白書」

http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_4_3_5.html

- ・日本学術会議「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t268.pdf>

- ・参議院「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
附帯決議（令和二年六月四日）」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/pdf/k0802010432010.pdf>

- ・厚生労働省「国家試験の合格発表」

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/goukaku.html

- ・本連盟実施 厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」実施報告書

- ・本連盟実施 厚生労働省 令和2年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」実施報告書

<http://jaswe.jp/research.html>

(別紙)

精神保健福祉士国家試験のあり方に関する検討会「精神保健福祉士国家試験の今後のあり方について」(平成23年11月11日)より

※一部抜粋

- 精神保健福祉士国家試験の出題の難易度は、精神保健福祉士としての資格をどのように設定するか、ということに繋がる。精神保健福祉士国家試験の出題の難易度は標準的であるべきであり、精神保健福祉士に必要とされる基本的な専門的知識や技術が網羅的に備わっていることを確認するものであることが必要である(2ページ)。
- また、共通科目がある社会福祉士国家試験とは、両資格の独自性を踏まえつつ、ソーシャルワーカーの国家資格としての整合性に配慮することが必要である(2ページ)。
- 全ての試験問題について正答率を均一にすることは困難であり、試験問題を作成するプロセスでは、難易度が高い問題や識別値の低そうな問題は、国家試験委員会において予め選別し是正することとしている。そのため、国家試験委員会が選別する機能をより強化していくことが必要であり、国家試験実施後の検証を十分に行うなど、試験問題の質のさらなる向上を図ることが必要である(3ページ)。
- 精神保健福祉士国家試験においても、今後は試験問題のプール制について検討していく必要がある(3ページ)。

厚生労働省ウェブサイト参照

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001us0a.html>